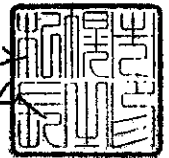


札幌市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 28 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 29 号

札幌市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則

札幌市消防吏員服制等に関する規則（昭和 25 年規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 を次のように改める。

別表 1

品目	員数	貸与期間	標準着用月数
制帽	1	3 年	3 6 月
業務帽	1	3 年	3 6 月
制服	1	5 年	4 0 月
夏服	1	5 年	2 0 月
活動服	1	3 年	3 6 月
ブルゾン	1	5 年	3 0 月
水防衣	1	5 年	6 0 月
防火衣	1	別に消防局長が定める。	別に消防局長が定める。
保安帽	1	別に消防局長が定める。	別に消防局長が定める。
礼式用手袋	1	3 年	3 6 月
革靴	1	3 年	3 6 月
防火長靴	1	3 年	3 6 月

冬用ゴム長靴	1	3 年	1 8 月
ネクタイ	1	3 年	2 4 月
バンド	1	3 年	3 6 月
エンブレム	1	3 年	3 6 月

備考

- 1 制服及び夏服のうち、女性用の下衣については、ズボン及びスカートの両方を貸与する。
 - 2 革靴については、編上靴を貸与する。
 - 3 貸与期間は、貸与を受けた日の属する月から起算する。
 - 4 標準着用月数とは、貸与期間における標準的な着用可能月数をいう。
 - 5 消防局長は、被服の使用実態等を考慮して必要と認めるときは、この表に定める員数を増減し、又はこの表に定める貸与期間を伸縮することができる。
- (2) 別表 2 中「あごひもは」を「顎ひもは」に、「あごひもの」を「顎ひもの」に、「整式」を「製式」に改め、同表中

ブルゾン	色		濃紺
	製式	男性	フード収納型立襟とし、前中心は、ファスナー留めとする。打合せの上前及び下前共にフライ布とし、上フライ布にドットボタン 6 個を付ける。袖口は、筒袖とし、ドットボタン 2 段掛けのタップ布を付ける。ポケットは、左胸部にファスナー開き大型ポケット 1 個と胴部左右にドットボタン掛けフラップポケットを付ける。左胸部にエンブレム（胸用）を付ける。背面上部に「札幌市消防局」及び「SAPPORO FIRE BUREAU」と

			表示し、その下に反射テープを付ける。形状は、図のとおりとする。
		女性	打合せを右上前とするほかは、男性と同様とする。
防火外とう	地質		主要部はアルミフィルム加工した銀色の難燃繊維とし、その他の部位は難燃繊維とする。
	製式		立ち襟とし、內衣を設ける。袖は、立体裁断構造の長袖とする。蓋付ポケットを左右に付ける。肩部に耐衝撃材を入れる。前面は、ファスナーで閉じ、水よけを付ける。前面及び後面に反射テープを付ける。形状は、図のとおりとする。
防火ズボン	地質		難燃繊維とする。
	製式		長ズボンとし、両ももの左右に蓋付ポケットを付ける。すねに反射テープを付ける。形状は、図のとおりとする。
防火帽	帽	地質	表は銀色。裏は灰色のグラスファイバー（ガラス繊維）を基材として、ポリエステル樹脂加工による強化プラスチックとする。
		製式	ヘルメット型とし、帽体の左右内側に難燃繊維製あごひもを付ける。頭部の密着部に適当な隙間を設ける。下部内周に吸汗パット付ヘッドバンドを付け、後部から前ひさしの両端にかけてホック6個を付ける。帽体両側側面に「札幌市消防局」と黒で記入する。形

			状は、図のとおりとする。
	帽章	き章	前ひさしの上部に制帽のき章のものを付ける。
		周章	帽の腰まわりに1条ないし3条の赤の反射線を付ける。寸法は、図のとおりとする。
	しころ	地質	アルミフィルム加工した難燃繊維
		製式	丈23センチメートルとし、ホック6個を上部内側に付け、その前面は両眼を出すように開け、面ファスナーを付けて留める。消防司令以上の場合には、すそに赤の反射テープを付ける。
		標識	左右に楕円形の反射布を付け、消防署又は出張所名を記入する。形状は、図のとおりとする。
保安帽	帽	地質	表は白色。裏は防火帽と同様とする。
		製式	ヘルメット形とし、帽の左右内側に布製あご紐をつり、頭の密着部に適当な間げきを設け、帽の腰まわりに白の反射テープを付ける。帽体両側側面に「札幌市消防局」と黒で記入する。形状は、図のとおりとする。
	帽章	き章	前面にクロームメッキの消防章を付ける。
		周章	防火帽と同様とする。
革靴	男性		黒の短靴及び編上靴とする。
	女性		黒の短靴又はパンプス及び編上靴とする。
ワイシャツ			白色無地の角襟とする。

ネクタイ	濃紺にオレンジ色を配する。
バンド	前金具の中央には消防章を付ける。形状は、図のとおりとする。
エンブレム（胸用）	えんじ色の布地の台地に金糸で縁取り及び図柄を刺しゅうし、白糸で「SAPPORO」及び台地を、紺糸で「FIRE BUREAU」を、オレンジ糸で台地をそれぞれ刺しゅうする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
エンブレム（腕用）	えんじ色の布地の台地に金糸で縁取り及び図柄を刺しゅうし、白糸、赤糸及び黒糸で「SAPPORO」、「FIRE BUREAU」及び「119」をそれぞれ刺しゅうする。形状及び寸法は、図のとおりとする。

を
「

ブルゾン	色	濃紺
	製式	フード収納型立襟とし、前中心は、ファスナー留めとする。打合せの上前及び下前共にフライ布とし、上フライ布にドットボタン6個を付ける。袖口は、筒袖とし、ドットボタン2段掛けのタップ布を付ける。ポケットは、左胸部にファスナー開き大型ポケット1個と胴部左右にドットボタン掛けフラップポケットを付ける。左胸部にエンブレム（胸用）を付ける。背面上

			部に「札幌市消防局」及び「SAPPORO FIRE BUREAU」と表示し、その下に反射テープを付ける。形状は、図のとおりとする。
水 防 衣	上 衣	色	オレンジ色に紺を配する。
		製式	フード収納型立襟とし、前中心は、止水ファスナー留めとする。袖口は、筒袖とする。雨蓋付きポケットを両脇に取り付ける。左胸部に「札幌市消防局」と、背面上部に「札幌市消防局」及び「SAPPORO FIRE BUREAU」と表示する。身頃1周に反射テープを付ける。形状は、図のとおりとする。
	下 衣	色	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとする。すね回りに反射テープを付ける。形状は、図のとおりとする。
防 火 衣	防 火 外 と う	地質	主要部はアルミフィルム加工した銀色の難燃繊維とし、その他の部位は難燃繊維とする。
		製式	立襟とし、內衣を設ける。袖は、立体裁断構造の長袖とする。蓋付きポケットを左右に付ける。肩部に耐衝撃材を入れる。前面は、ファスナーで閉じ、水よけを付ける。背面上部に「札幌市消防局」及び「SAPPORO FIRE BUREAU」と表示する。前面及び後面に反射テープを付ける。形

			状は、図のとおりとする。
防 火 ズ ボ ン	地質		難燃繊維とする。
	製式		長ズボンとし、両ももの左右に蓋付きポケットを付ける。すね回りに反射テープを付ける。腰部に墜落制止用器具を備え付けることのできるベルトループを付ける。形状は、図のとおりとする。
防 火 帽	帽	色	銀色
		地質	帽体はグラスファイバー（ガラス繊維）を基材として、ポリエステル樹脂加工による強化プラスチックとする。
		製式	ヘルメット型とし、帽体の左右内側に難燃繊維製顎ひもを付ける。頭部の密着部に適当な隙間を設け、前面に収納式のシールドを付ける。下部内周に吸汗パッド付きヘッドバンドを付け、後部から前ひさしの両側にかけてホック6個を付ける。帽体両側側面に「札幌市消防局」と黒で記入する。形状は、図のとおりとする。
	帽章	き章	前ひさしの上部に制帽のき章のものを付ける。
		周章	帽の腰まわりに1条ないし3条の赤の反射線を付ける。寸法は、図のとおりとする。
	しころ	地質	アルミフィルム加工した難燃繊維とする。
		製式	丈23センチメートルとし、ホック6

			個を上部内側に付け、その前面は両眼を出すように開け、面ファスナーを付けて留める。消防司令以上の場合には、裾に赤の反射テープを付ける。
		標識	左右に楕円形の反射布を付け、消防署又は出張所名を記入する。形状は、図のとおりとする。
保安帽	帽	色	白
		地質	帽体はポリカーボネート樹脂製又はABS樹脂製とする。
		製式	ヘルメット形とし、帽の左右内側に布製顎ひもをつり、頭の密着部に適当な隙間を設け、前面に収納式シールドを、帽の腰回りに白の反射テープを付ける。帽体両側側面に「札幌市消防局」と黒で記入する。形状は、図のとおりとする。
	帽章	き章	前面にクロームメッキの消防章を付ける。
		周章	防火帽と同様とする。
礼式用手袋			白のナイロン製で手首にホックを付ける。
革靴	男性	黒の短靴又は編上靴とする。	
	女性	黒の短靴、パンプス又は編上靴とする。	
防火長靴			黒の編上長靴とし爪先部に先芯を取り付け、踏み抜き防止板を入れる。本体横にファスナーを取り付ける。後ろ側に反射テープを取り付ける。

冬用ゴム長靴		ゴム製長靴とする。底面は、防滑底とする。
ワイシャツ		白色無地の角襟とする。
ネクタイ		濃紺にオレンジ色を配する。
バンド	制服用バンド	黒の人工皮革又は合成皮革製とし、前金具の中央には消防章を付ける。形状は、図のとおりとする。
	活動服用バンド	黒又はグレーの人工皮革又は牛革製とし、形状は、図のとおりとする。
エンブレム	エンブレム (胸用)	えんじ色の布地の台地に金糸で縁取り及び図柄を刺しゅうし、白糸で「SAPPORO」及び台地を、紺糸で「FIRE BUREAU」を、オレンジ糸で台地をそれぞれ刺しゅうする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	エンブレム (腕用)	えんじ色の布地の台地に金糸で縁取り及び図柄を刺しゅうし、白糸、赤糸及び黒糸で「SAPPORO」、「FIRE BUREAU」及び「119」とそれぞれ刺しゅうする。形状及び寸法は、図のとおりとする。

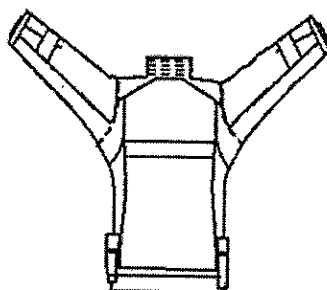
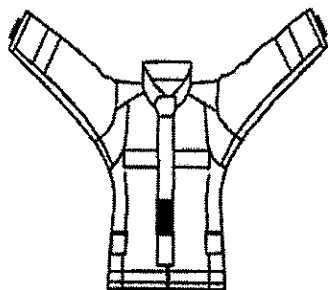
に改め、同表の図中「あごひも留め」を「顎ひも留め」に、

「

防火外とう防火ズボン

前面

後面



を

防火帽

」

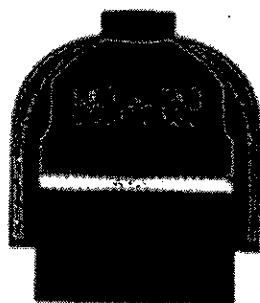
「

水防衣

上衣（前面）

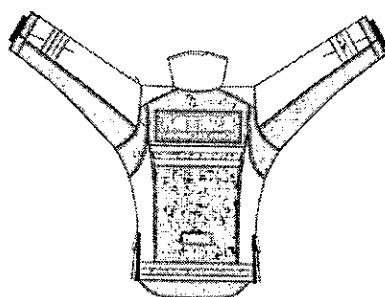
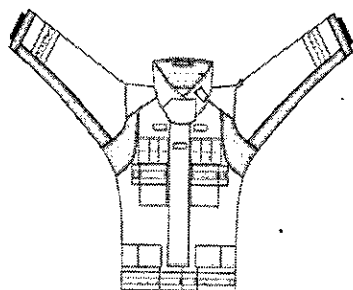
上衣（後面）

下衣

防火衣防火外とう防火ズボン に、

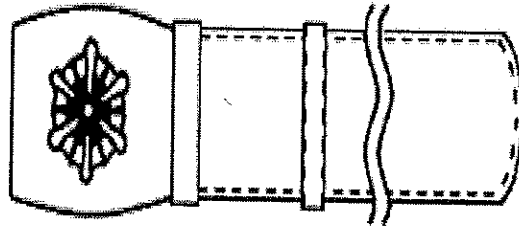
前面

後面



防火帽

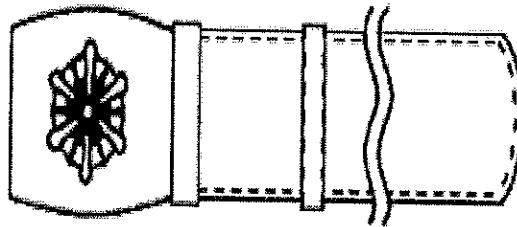
バンド



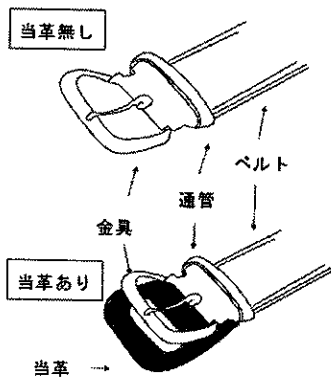
エンブレム（胸用）

バンド

制服用バンド



活動服用バンド



エンブレム

エンブレム（胸用）

「
エンブレム（腕用） を エンブレム（腕用） に改める。
」 」

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸与している被服の品目、貸与期間及び標準着用月数並びに制式については、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。